

雨水貯留浸透技術評価認定OEM要項

(総則)

第1条 この要領は、雨水貯留浸透技術評価認定実施要領第15条に基づき、対象技術をOEM供与された者が評価認定（以下評価認定OEM）を取得する際の実施要項である。

(評価認定OEMの申込)

第2条 評価認定OEMを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書に既認定取得者からのOEM供与証明書（様式自由）を添えて申し込まなければならない。

(評価認定書OEMの交付)

第3条 評価認定OEMの申込みのあった技術についての協会技術部での審査を終了したときは、遅滞なく別紙様式2に定める技術評価認定書を作成し、協会において申込者に交付するものとする。

(費用の納入)

第4条 費用については50万円（税抜）とし、認定承認後10日以内に協会に納入するものとする。

(評価認定OEMの範囲と表示)

第5条 OEM供与先の既認定技術の認定内容の範囲内であること。但し、既認定技術と異なる内容については、カタログ・技術資料等でその相違内容を表示すること。

(評価認定OEMの有効期間と管理)

第6条 評価認定OEMの有効期間と管理は下記とする。

1. 評価認定OEMの有効期間は最長5年間とするが、既認定技術の有効期限内とする。
1. 評価認定OEMを受けた者は、各事業年度の評価認定に係る技術の使用実績及び使用状況等を、各事業年度終了後3ヶ月以内に協会に報告しなければならない。

(評価認定OEMの更新)

第7条 評価認定OEMの有効期間の終了に当たって、更新しようとする者は、下記を行うこととする。

1. 有効期間満了の1ヶ月前までに別紙様式3の評価認定更新申込書に必要事項を記入して協会と更新手続きを行うものとする。
2. 更新に要する経費は30万円（税抜）とし、更新承認後10日以内に協会に納入するものとする。

附 則

この要項は、平成17年10月1日より施行する。